

長久手市防災マップ

2023年
3月版

Disaster prevention map

もしものために！
いざという時のための備え

わが家の防災メモ

家族の連絡先		119番 火事・救急	110番 警察	171番 災害用伝言ダイヤル
氏名	連絡先（勤務先・学校）	電 話	携 帯 電 話	

親戚・知人の連絡先			
氏 名	電 話	携 帯 電 話	メ モ

避 難 所	
避 難 所	家族が離ればなれになったときの集合場所

災害時の避難情報を入手!!

詳細はP6の「長久手市の災害情報配信が進化!!」を御覧ください。

早くて正確!! 安心メール+

様々な情報入手手段がありますが、市からいち早く正確な災害情報が手元に届く『安心メール+』を登録しましょう。

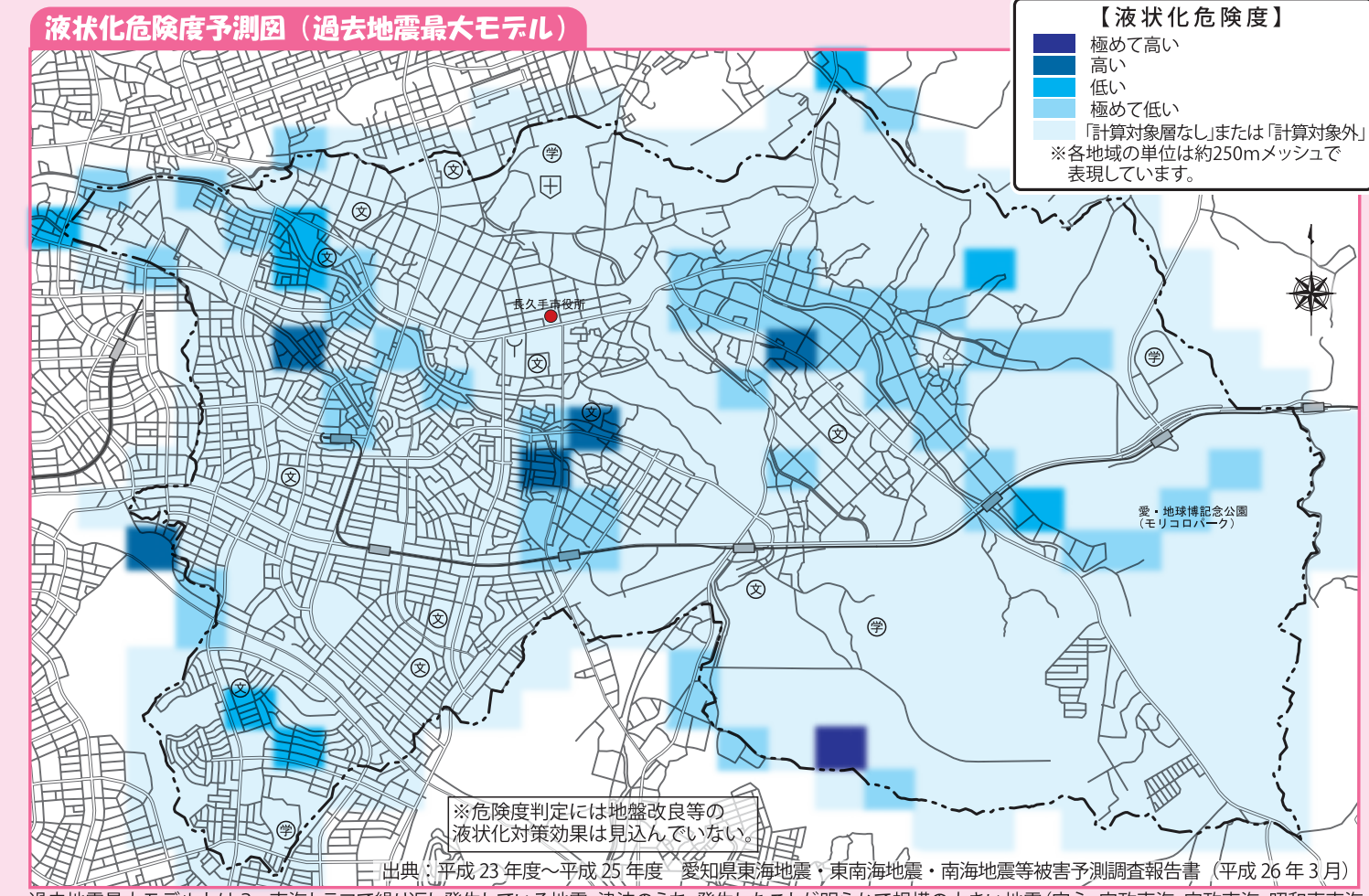
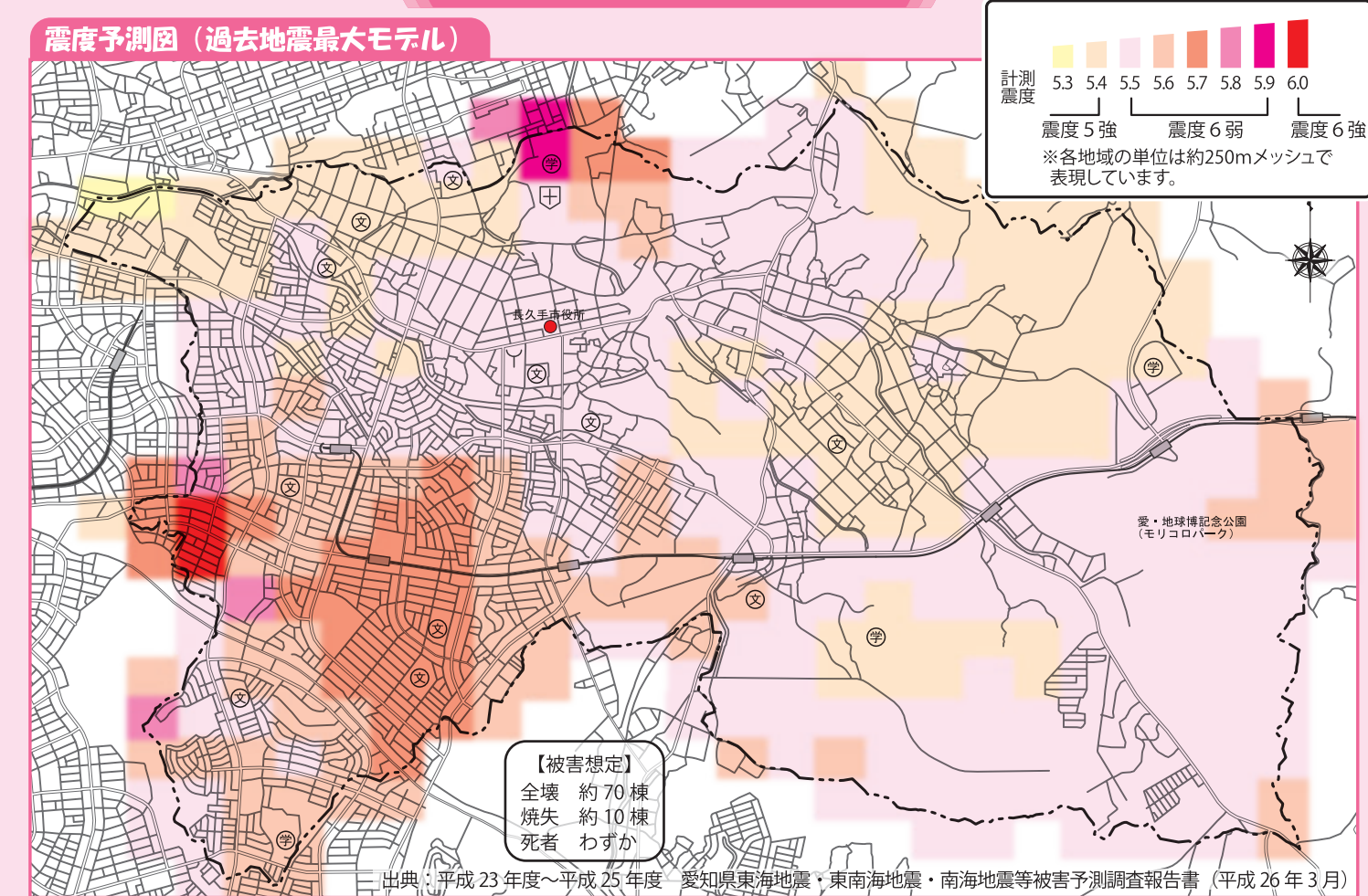
登録方法・詳細はこちら

防災無線 広報車 テレビ

1

地震への備え

南海トラフ地震



2

家の内外の安全対策

転倒しにくい壁側に家具を配置する

重量のある家電製品はできる限り低い位置に置く

ガラスには飛散防止フィルムを貼る

家具はL型金具などで固定

家具の上には重い物を置かない

就寝位置を家具から離す

防災加工カーテン

重い物は下の引き出しに入れて重さを下げる

瓦やアンテナは固定

プロパンガスのボンベは鎖で固定

ベランダに植木鉢など落下するものは置かない

ブロック塀にひび割れや破損箇所はないか点検

ひび割れ、窓枠のガタツキはないか点検

モルタル・タイルなどに亀裂はないか点検

家具転倒防止

災害時における家具の転倒による被害を防止するため、タンス、食器棚、書棚、冷蔵庫、テレビなどに家具転倒防止器具の取り付けを行います。

同一世帯で1回に限りです。

事業利用対象者 次のいずれかに該当する方

①満65歳以上のみの世帯の方
②身体障害者手帳1～2級の方
③精神障害者保健福祉手帳1～2級の方
④療育手帳A、B判定の方
⑤介護保険の要介護認定で要介護3～5の方

個人負担額 家具1点につき、1,000円を超えた分の器具代
※作業代、家具1点につき上限1,000円までの器具代
※各地域の単位は約250mメッシュで表示しています。

問合せ先：長寿課
電 話：0561-56-0631

住宅等の耐震対策

市では、地震発生時における住宅の倒壊等による被害を防止するため、市内の住宅（昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準のもの）及びブロック塀に対し、右記の耐震化支援を行っています。

●木造住宅無料耐震診断事業
●木造住宅耐震改修費補助事業
●木造住宅段階的耐震改修費補助事業
●木造住宅耐震シェルター整備費補助事業
●木造住宅除却費補助事業
●非木造共同住宅耐震改修促進事業
●ブロック塀等撤去費補助事業

問合せ先：都市計画課
電 話：0561-56-0622

詳細は市ホームページを確認ください。

被災者生活再建支援金

全 壊 = 300万円
大規模半壊 = 250万円
中規模半壊 = 100万円

いずれの場合も最高額を記載

国の被災者生活再建支援法が適用された場合、されない場合のいずれの場合においても、自然災害によって住宅に被害が生じた場合、支援金を支給します。（単身世帯は左記の3/4）

問合せ先：安心安全課
電 話：0561-56-0611

「防災士」資格取得費用の助成

感震フレーカー設置費用の補助

3

地震が発生したら

地震発生

【地震発生】
●地震だ！まずは自分や家族の身の安全
【地震直後】
自宅の状況確認（倒壊、破損、近隣の火災、土砂災害など）
●落ち着いて火の元確認、初期消火
●確認しよう隣の安全
●非常持出袋を手にとって
●避難の前にブレーカーOFF
●門や塀には近寄らない

一時避難場所（近くの公園）

地域での助け合い！

自宅に被害はある？

自宅に被害なし（自宅生活できる）

自宅に被害あり（自宅生活できない）

安全な親戚・知人宅へ

避難所へ

避難所の運営は、避難者も含めた地域住民で協力して行いましょう！

自主防災活動とは？

大規模な災害が発生すると、市内全域で人が出たり、倒壊家屋や火災などが同時多発的に発生し、市役所や消防署による「公助」だけでは対応できず、皆さんの地域へすぐに関与することが困難となります。このため、被害の軽減を図るには次の役割が重要になります。

自動 自分自身は自分で守る

共助 地域や隣近所の人々が集まって、互いに助け合いながら防災活動に取り組む

自助 自分自身は自分で守る

共助 地域や隣近所の人々が集まって、互いに助け合いながら防災活動に取り組む

自主防災倉庫及び貸与資機材（一例）

※長久手市では、一定の条件を設け、自主防災活動に積極的に取り組んでいただいた自治会（自主防災会）に、自主防災倉庫を貸与しているほか、災害時に必要な防災資機材も貸与しています。

4

災害への備え

非常持出品と非常備蓄品

非常持出品

避難するときに最初に持ち出す必要最小限のものです。



非常持出袋に入れて、玄関などのすぐに取り出せるように保管しましょう。

非常備蓄品

災害復旧までの1週間程度を過ごすためのものです。

水の備蓄目安
1人1日3リットル



貴重品

□現金（公衆電話用の10円玉・100円玉）
□預金通帳※
□印かん
□運転免許証・カード類※
□権利証書※
□健康保険証※
※日頃はコピーを入れておき、余裕があれば持ち出す。

防災用品

□懐中電灯・ろうそく
□携帯ラジオ
□ヘルメット
□笛（ホイッスル）（身動きができない時に使用）
□手指消毒液
□軍手
□防じんマスク
□懐中電灯・ろうそく
□携帯ラジオ
□ヘルメット
□笛（ホイッスル）（身動きができない時に使用）
□手指消毒液
□軍手
□防じんマスク

医療用品

□常用している薬
□おくすり手帳
□ばんそうこう
□マスク
□手指消毒液
□ティッシュペーパー
□ウェットティッシュ
□体温計

非常食

□飲料水
□乾パンやクラッカーなど
□レトルト食品・缶詰
□調味料
□はし・スプーン・缶切り・ナイフなど
□粉ミルク・母乳瓶

衣類関係

□上着・下着
□くつ下
□タオル
□レインコート（防寒も兼ねる）
□毛布・寝袋

その他の生活用品

□携帯電話の充電器やバッテリー
□予備の眼鏡・補聴器など
□簡易（携帯）トイレ
□トイレトイペーパー
□歯ブラシ
□生理用品・紙おむつ

●非常持出品とは別に、枕元には笛（ホイッスル）や懐中電灯、靴（スリッパ）などを備えておきましょう。

非常食

□飲料水（1人1日3リットル）
□乾パンやクラッカーなど
□レトルト食品・缶詰
□アルファ米
□インスタント食品
□栄養補助食品
□チョコレート・アメなどのお菓子類
□調味料

燃 料

□マッチ・ライター
□カセットコンロ
□カセットボンベ
□固形燃料

その他の生活用品

□生活用水（風呂や洗濯機の水をためておく）
□電池
□ポリタンク
□なべ・やかん
□毛布・寝袋
□洗面用具
□バケツ
□簡易（携帯）トイレ
□トイレトイペーパー
□使い捨てカイロ
□ドライシャンプー
□新聞紙
□ビニールシート
□布製ガムテープ
□キッチンラップ（食器に貼って使用すれば食器を洗わずに済むが、防寒・包帯など様々な用途に応用できる）
□ロープ
□バール・スコップ
□自転車

●必要な物は人によって異なります。必要に応じて項目を加えたり、定期的に中身の点検を行ってください。

●普段使い置きするレトルト食品や缶詰なども、賞味期限に注意しつつ買い置きする量を増やし、古い物から食べていき、食べた分だけ補充するようにすれば、備蓄食料としても使えます。

このような備蓄方法を「家庭内流通備蓄」や「ローリングストック法」といいます。

5

防災行政無線サイレン・音声パターン（鳴り方）

おもなサイレンの鳴り方は以下の2種類です

風水害、土砂災害時の高齢者等避難、避難指示

●3秒吹鳴、2秒休止を9回繰り返します。

ウー（3秒） ウー（3秒） ウー（3秒） ウー（3秒）

東海地震警戒宣言発令

●4.5秒吹鳴、1.5秒休止を9回繰り返します。

ウー（4.5秒） ウー（1.5秒） ウー（4.5秒）

J-ALERT（全国瞬時警報システム）の鳴り方

●緊急地震速報
●特別警報
●東海地震注意情報
●東海地震予知情報

●強震ミサイル情報
●アラブ・湾岸地域攻撃情報
●航空攻撃情報
●大規模テロ情報

●1.4秒吹鳴、音声放送を3回繰り返します。

プー（1.4秒） プー（1.4秒）

防災行政無線とは？

緊急情報を伝える情報伝達手段の1つです。市役所にある「親局」からの電波を市内10か所にある「屋外拡声子局」が受信し、サイレンや音声放送により避難指示などをお知らせします。

J-ALERTとは？

緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国から情報が送信され、市の防災行政無線を自動起動させることにより、緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

音声放送を聞き漏らしたら？

サイレンは市全体に伝わりませんが、音声放送は全戸に伝わるものではありません。音声放送を聞き漏らしたり、よく聞こえなかったりした場合には、音声放送テレホンサービスで聞くことができます。※音声放送が行われた場合のみのサービスであり、サイレンのみの場合にはこのサービスは行われません。

0120-63-7770 ☎ または 0561-63-0300 ☎

長久手市の災害情報配信が進化!! LINEなどでも利用可能に!

2023年4月～

メールのみ メール LINE 電話

LINEや電話※にも対応

※電話での情報配信の登録には条件があります。詳しくは市役所安心安全課（0561-56-0611）までお問合せください。

災害関連情報が入手できるホームページ一覧

長久手市公式ホームページ
避難所開設情報など
https://www.city.nagakute.lg.jp/index.html

愛知県防災Web
愛知県内の災害情報など
http://www.bousai1.koudoka.pref.aichi.jp/pub_web/

愛知県土砂災害防災情報
土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報など
https://www.sabo.pref.aichi.jp/

愛知県 川の防災情報
雨量情報、水位情報など
https://www.kasen-aichi.jp

6

水害への備え

大雨・洪水・土砂災害に関する警戒レベル

「自分の身は自分で守る」意識を持ち、自ら判断して避難行動しましょう

☆「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。

危険度

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
出される情報	早期注意情報	大雨注意報や洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
発信者	気象庁	気象庁	市	市	市
最新情報に注意!	防災マップ等で避難方法を確認!	危険な場所から高齢者等は避難!	危険な場所から全員避難!	危険な場所から全員避難!	命を守るための最善の行動
とるべき行動	避難の必要性を認識!	避難に備え、避難方法や避難所等を確認!	避難に時間を要する人は避難開始! その他の人も避難の準備!	避難所までの移動が危険な場合、自宅内より安全な場所に避難!	既に災害が発生又は切迫している状況で安全を守るための最善の行動をとってください

※必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。
※①自宅が安全なら「在宅避難」、②親戚や知人宅への「縁故避難」、③「避難所への避難」の順で検討しましょう。

雨の降り方

大雨注意報・洪水注意報

大雨警戒・洪水警戒
土砂災害警戒情報

大雨特別警戒

1時間雨量

10～20ミリ やや強い雨

20～30ミリ 強い雨

30～50ミリ 激しい雨

50～80ミリ 非常に激しい雨

80ミリ～ 猛烈な雨

地面からの跳ざりなどで足がめれる

傘をさしていてもめれる

道路が川のようになる

車の運転は危険

災害級の雨、外出は危険

自分の身を守るために…早めの避難の心がけ

避難を開始するタイミングは次のような場合が考えられます。危険を察知したら身を守るよう、**自ら早めに避難しましょう!**

土砂災害警戒情報

避難指示

危険な場所から全員避難!

避難所への避難が困難な時は、頑丈な建物の2階以上で、**危険な斜面や崖から離れた場所**に避難してください。

近隣の高い建物などへの移動や、建物内の安全な場所（土砂から遠い部屋など）での待機

7

水害のおそれがあるときは

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません

自宅のある場所が裏面のハザードマップで、土砂災害(特別)警戒区域や、洪水浸水想定区域、浸水が予想される区域、ため池決壊時の浸水想定区域などの着色になっていますか?

いいえ

自宅での避難が考えられますが、着色されていなくても、市からの避難情報等を参考に、必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるため、原則として自宅の外に避難が必要です。

例外

浸水や土砂災害の危険があっても、安全が確保できる場合は自宅での避難も可能です。

ご自身又は一緒に避難する方は、避難に時間がかかりますか?

いいえ

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか?

いいえ

警戒レベル3

「高齢者等避難」が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。

警戒レベル3

「高齢者等避難」が出たら、避難所に避難しましょう。

警戒レベル4

「避難指示」が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう。

警戒レベル4

「避難指示」が出たら、避難所に避難しましょう。

香流川の洪水浸水想定区域・浸水予想について

裏面のハザードマップには、愛知県が作成・公表している「洪水浸水想定区域図」と「浸水予想図」という2つの浸水リスク情報を合わせて掲載しています。どちらも1,000年に1回程度という、想定し得る最大規模の降雨を想定したものです。（前提となる降雨は香流川流域の2.4時間総雨量8.36mm）該当地域にお住まいの方は、日頃から自らの避難行動を確認しておきましょう。

洪水浸水想定区域図、浸水予想図についての詳細は愛知県ホームページを確認ください。

洪水浸水想定区域図とは？

水防法第14条に基づき、香流川の水位周知区間における浸水想定を表示した図面です。

浸水予想図とは？

法律による作成義務はないが、水防法の指定区間外（上流部や支川）についても浸水リスク情報として表示した図面です。

本マップは、宅地建物取引業者が重要事項説明の際に使用する「水防法に基づく水害ハザードマップ」です。

8